

国立大学法人三重大学M I E Uポイントに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）のM I E Uポイントに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、「M I E Uポイント」とは、本学の環境等に関する取組（以下「取組」という。）をポイント化したものをいう。

(ポイントの付与を行う取組)

第3条 本学が、M I E Uポイントの付与を行う取組は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 環境に関すること。
- (2) その他学長が必要と認めたこと。

2 前項に規定するM I E Uポイントの付与を行う取組の活動の内容（以下「ポイント付与活動」という。）及びポイント付与数については、別に定める。

(ポイント付与活動等の審議)

第4条 前条第1項第1号に定める取組並びに同条第2項に定めるポイント付与活動及びポイント付与数については、三重大学地球環境センター運営会議（以下「運営会議」という。）において審議し、決定するものとする。

2 前条第1項第2号に定める取組並びに同条第2項に定めるポイント付与活動及びポイント付与数については、担当部局で関係会議にて審議ののち、運営会議の審議を経て、学長が決定するものとする。

(ポイント付与対象者)

第5条 M I E Uポイントの付与対象者(以下「学生等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の役員
- (3) 本学の教職員
- (4) その他三重大学地球環境センター長が認めた者

(ポイントの付与)

第6条 学生等が、第3条第2項により別に定められたポイント付与活動を行い、本学のホームページ等により申請し、本学が承認した場合は、当該学生等にM I E Uポイントを付与するものとする。

2 前項に定める申請方法については、別に定める。

(ポイントの交換)

第7条 本学は、学生等から本学のホームページ等によりM I E Uポイントの交換の申請があり本学が承認した場合は、当該学生等に物品等を供与するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、他の者（以下この項において「契約相手」という。）と契約等の締結により、契約相手が保有する物品等又は発行するポイントと学生等が、保有するM I E Uポイントを交換できるようにするものとする。
 - 3 前項に規定するポイントの交換の契約等の内容については、学長が決定するものとする。
（ポイントの有効期間）
- 第8条 M I E Uポイントは、学生等が第5条のポイント付与対象者に該当しなくなった時に失効するものとする。
（ポイントの譲渡禁止）
- 第9条 学生等は、自己に付与されたM I E Uポイントにかかる権利を第三者に譲渡等を行うことができないものとする。
（事務）
- 第10条 M I E Uポイントに関する事務は、施設部施設環境チームにおいて処理する。
（雑則）
- 第11条 この要項に定めるもののほか、M I E Uポイントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和6年12月3日から実施する。
- 2 この要項施行前に付与されたM I E Uポイントについては、なお従前の例による。